

# WAKAYAMA 宅建 わかやま

# 7 8

2015  
宅建わかやま  
7・8月号

## CONTENTS

- 「地域便り」～和歌山城のHistory～
- 理事会等の開催状況
- 平成27年度定時総会開催
- 三級建物アドバイザー研修・試験のご案内
- 「さまざまな人権関係について」考えましょう!
- 人権チェックリスト
- 各種研修会・講習会予定



和歌山支部 新家住宅(株) 新家 睦さん 撮影場所「太地町立くじらの博物館」

**表紙掲載写真大募集!!** 広報誌「宅建わかやま」の表紙写真を募集しております。風景、行事などジャンルは問いません。皆さま奮ってご応募ください。

応募方法:写真はA5サイズ(210×148mm)以上のカラープリントされたものか、2.0MB以上のJPEGデータを商号・氏名・住所・電話番号・タイトルをご記入の上、協会本部に郵送かメールでご応募ください。

- 宛先:〒640-8323 和歌山市太田143-3  
公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会 広報啓発委員会
- お問い合わせ TEL.073-471-6000
- メールアドレス:wtk@wakayamanet.or.jp

- 注意:必ずご本人が撮影した写真に限ります。  
掲載するには、会社名、撮影者様のお名前、撮影場所を掲載させていただきます。応募された作品は採用・不採用にかかわらず返却いたしません。



公益社団法人 和歌山県宅地建物取引業協会



## 「地域だより」～和歌山城のHistory～

「地域便り」は、広報啓発委員が地域を分担して県内各地の特徴ある自然、文化、行事やユニークな施設、企業活動等を御紹介するコーナーです。今回は、和歌山支部の地道邦治さんと南 順子さんが御紹介してくださいました。

和歌山城は、天正13年（1585）に紀州を平定した羽柴（豊臣）秀吉が弟の秀長に築城させたのが始まりです。

その後、元和5年（1619）には徳川家康の第十男頼宣が入城し、紀州藩55万5千石の居城となり、以来、尾張・水戸と並び、徳川御三家のひとつとして長い歴史を刻んできました。

虎伏山の西峰に築かれた天守閣は、三層の大天守から時計回りに天守二之御門（楠門）、二之御門櫓、乾櫓、御台所、小天守が多門で繋がった連立式天守です。浅野期に創建された天守閣は、造りはほぼ現在と同じでしたが黒板張りでした。寛政10年（1798）に十代藩主徳川治宝のときに白壁の白垂の城になりましたが、弘化3年（1846）の落雷で焼失してしまいます。

この頃は天守の再建は幕府に認められていませんでしたが、紀州藩は御三家ということで嘉永3年（1850）にほぼ元のままに再建されました。

その後、和歌山城は昭和10年（1935）に国宝に指定されますが、同20年7月9日の和歌山大空襲で再び焼失します。しかし戦後復興を乗り越え昭和33年に外観は国宝時代のままに復元されました。

今の季節の和歌山城は山の緑と影が濃く映え、青々とした自然と共にお城歩きが楽しめます。この夏は和歌山城で、往時のことを偲びながら蝉時雨に耳をかたむけてみてはいかがでしょうか。



◀焼失前の天守閣



▼再建中の天守閣

▶盛夏の和歌山城



### 和歌山城天守閣 夏の特別展示 『和歌山城 土地に祈る』

- 期間：7月18日～9月23日
- 時間：9：00～17：30（入場は17：00まで）
- 料金：大人410円、小人200円
- ※7月20日～8月31日 ナイター営業実施  
（20：00まで見学可能、入場19：30まで）

## 理事会等の開催状況 6～7月

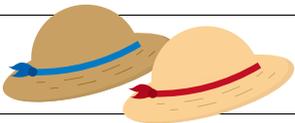
会議名	主な審議内容
執行理事会 (6/15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期提出書類について</li> <li>・理事会上程事項について</li> </ul>
総務委員会 (6/15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入会審査案件</li> </ul>
研修指導委員会 (6/2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度事業について</li> </ul>
流通・情報提供委員会 (6/8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度事業について</li> </ul>
相談業務委員会 (6/18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度事業について</li> </ul>
広報啓発委員会 (6/23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度事業について</li> </ul>
総務委員会 (7/17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート集計結果について</li> <li>・ブロック塀の改修について</li> <li>・不動産会館の耐震について</li> </ul>
理事会 (7/22)	<p>「報告事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退会者について(4月～6月)</li> <li>・定期提出書類について</li> <li>・今後の協会運営スケジュールについて</li> <li>・日高町空き家対策事業について</li> </ul> <p>「審議事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断調査結果について</li> <li>・湯浅町空き家バンク事業について</li> <li>・事務局体制について</li> </ul>
<p>※ 各支部運営委員会等が次のとおり開催されました。                  紀南3支部合同委員会(6/1)、湯浅町空き家バンク説明会(6/4)、日高支部運営委員会(6/26)、                  田辺支部運営委員会(7/3)</p>	

## 全宅連等関係団体の動向（理事会等） 6～7月

(略称) 全宅連：公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 全宅保証：公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会  
 流通機構：公益社団法人近畿圏不動産流通機構 公取協：公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会  
 推進機構：一般財団法人不動産適正取引推進機構 活性化協議会：近畿圏不動産流通活性化協議会

※出席者の役職名は省略させていただいております。

会議名及び出席者	主な審議内容
全宅連／定時総会 (6/29)  赤間・角・武田・細川	<p>「報告事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度事業報告、業務監査報告の件</li> <li>・平成27年度事業計画の件、平成27年度収支予算の件</li> </ul> <p>「決議事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度決算承認の件&lt;会計監査報告&gt;</li> <li>・定款一部変更承認の件</li> </ul>

会議名及び出席者	主な審議内容
全宅連／外国語版ガイドブックに関するワーキング (7/7) 赤間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新冊子案(日本語版)に関する内容の再検討について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
全宅連／広報啓発委員会 (7/9) 赤間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務執行状況について</li> <li>・不動産の日アンケート実施について</li> <li>・外国語版ガイドブック作成に関する進捗状況について</li> </ul>
全宅保証／定時総会 (6/29) 赤間・角・武田・細川	<p>「報告事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度事業報告、監査報告の件</li> <li>・平成26年度決算報告の件</li> <li>・平成27年度事業計画の件</li> <li>・平成27年度収支予算の件</li> </ul> <p>「決議事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款一部変更承認の件</li> <li>・退会等事務手続費用の見直しの件</li> </ul>
流通機構／理事会 (6/1) 赤間、細川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員会報告</li> <li>・平成26年度事業報告に関する件</li> <li>・平成26年度決算報告に関する件</li> <li>・平成27年度収支予算書に関する件</li> <li>・平成27年度定時社員総会開催に関する件</li> <li>・国土交通省からの依頼案件に関する件</li> <li>・定款の一部改定に関する件</li> <li>・レインズ利用ガイドラインの一部改定に関する件</li> </ul>
流通機構／総会 (6/22) 赤間・細川	<p>「報告事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度事業報告</li> </ul> <p>「議決事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度決算報告承認に関する件</li> <li>・定款の一部変更に関する件</li> <li>・役員変更等に関する件</li> </ul>
流通機構／レインズ運営委員会 (6/16) 植田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿レインズ稼働状況等報告</li> <li>・国交省検討依頼事項に関する件</li> <li>・平成28年度ハードウェアリプレースに関する件</li> </ul>
公取協／定時総会 (6/18) 赤間・角・藪	<p>「報告事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度事業報告に関する件</li> </ul> <p>「審議事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度決算案に関する件</li> <li>・役員の選任(補選)に関する件</li> </ul>
活性化協議会／理事会 (6/11) 細川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心な中古住宅取引普及促進事業に関して</li> <li>・関西不動産流通活性化連絡協議会、建築住宅支援センターとの方向性に関して</li> <li>・運営委員会報告</li> </ul>
推進機構／試験事務説明会 (6/19) 平田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験会場及び収容人員の確保状況について</li> <li>・受験申込受付に係る事務について</li> </ul>
※その他 ・不動産コンサルティング近畿ブロック協議会理事会(7/2)	

公益社団法人 和歌山県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 和歌山本部

平成27年度

## 定時総会開催

上記2団体の定時総会が、平成27年5月26日(火)午後3時より、ダイワロイネットホテル和歌山において開催されました。

西川総務委員会副委員長の司会により開会し、冒頭、物故会員への黙とうが行われました。まず赤間会長の挨拶、来賓紹介に続き、表彰受賞者9名に会長から表彰状が授与されました。続いて、来賓の和歌山県知事仁坂吉伸様から祝辞を賜りました。そして、戴研修指導委員長の発声により全員で倫理綱領を朗読後、角副会長を議長に選出、資格審査委員の日野敏行氏と石田健氏から資格審査結果が、正会員数703名、出席正会員数522名(うち委任状提出445名)と報告があり、議長が総会成立を宣言し議事を進行致しました。

### (公社) 和歌山県宅地建物取引業協会の審議及び報告事項

議案第1号(報告事項)平成26年度事業報告に関する件、議案第2号(審議事項)平成26年度収支決算に関する件(監査報告)、議案第3号(審議事項)会費の額に関する件、議案第4号(審議事項)役員報酬の総額に関する件、議案第5号(審議事項)定款の一部変更に関する件、議案第6号(報告事項)平成27年度事業計画に関する件、議案第7号(報告事項)平成27年度収支予算に関する件

以上、提出されたすべての報告及び議案が可決承認されました。

### (公社) 全国宅地建物取引業保証協会和歌山本部の審議及び報告事項

議案第1号(報告事項)平成26年度事業報告に関する件、議案第2号(審議事項)平成26年度収支決算に関する件(監査報告)、議案第3号(報告事項)平成27年度事業計画に関する件、議案第4号(報告事項)平成27年度収支予算に関する件

以上、提出されたすべての報告及び議案が可決承認されました。



お知らせ

「レインズ利用ガイドライン」一部改定～8月1日から～

公益社団法人近畿圏不動産流通機構は平成27年8月1日より、「レインズ利用ガイドライン」の一部が以下の通り改定されます。詳細は次のとおり。

1. 改定内容と改定理由

機構の規程では「客付業者」から「元付業者」に登録物件への問い合わせがあった際、物件の紹介に応じない正当な事由として(c)「売却依頼者の意思」、(d)「その他、依頼者の利益を保護する観点から正当と認められる事由」が明記されている(レインズ利用規程細則第6条)。しかし、紛争になった際にこれだけの記載では不十分なため、より迅速かつ的確な解決をはかることを目的に(c)の補足として「当機構からの求めがあった場合、売却依頼者からの指示、依頼があったことを書面等で提示できるようにする」、(d)の補足として「当機構から求めがあった場合、正当性の根拠を書面等で明示して弁明できるようにしてください」等の文言を追加した。

現 行	改定箇所 ※下線が追加内容
<p>② 「正当な事由」は、レインズ利用規程細則第6条で以下の通り定められています。</p> <p>(a) 省略 (b) 省略</p> <p>(c) 売却依頼者の意思</p> <p>(d) その他、依頼者の利益を保護する観点から正当と認められる事由</p> <p>③ ②の(d)で言う「依頼者の利益を保護する観点から正当と認められる事由」とは、広く取引の相手方を探索するというレインズ制度の趣旨並びに依頼者の利益の保護の観点から正当と認められる理由がある場合を指します。</p> <p>(d)に該当するかどうかは個別の事例ごとに判断することとなります。</p>	<p>② 「正当な事由」は、レインズ利用規程細則第6条で以下の通り定められています。</p> <p>(a) 省略 (b) 省略</p> <p>(c) 売却依頼者の意思</p> <p>(d) その他、依頼者の利益を保護する観点から正当と認められる事由</p> <p>③ ②の(c)で言う「<u>売却依頼者の意思</u>」とは、<u>売却依頼者からの指示、依頼によるもので、かつ依頼者からその旨を示す何らかの文書を受けている場合(ただし、元付け業者に一任する等のような包括的な指示・依頼を示す文書は、この場合には該当しません)</u>を指します。<u>当機構から求めがあった場合、売却依頼者からの指示、依頼があったことを書面等で提示できるようにしてください。なお、機構が提示を受けたそれら書面等は、外部には開示いたしません。</u></p> <p>④ ②の(d)で言う「<u>依頼者の利益を保護する観点から正当と認められる事由</u>」とは、<u>広く取引の相手方を探索するというレインズ制度の趣旨並びに依頼者の利益の保護の観点から正当と認められる理由がある場合を指します。当機構から求めがあった場合、正当性の根拠を書面等で明示して弁明できるようにしてください。</u>(d)に該当するかどうかは、<u>弁明内容に基づき個別の事例ごとに判断することとなります。なお、機構が提示を受けたそれら書面等は、外部には開示いたしません。</u></p>



## お知らせ

## Windows10 への対応について（近畿圏不動産流通機構より）

以下、機構HPより転載

Microsoft社より2015年7月29日にリリースされる最新OS「Windows 10」につきまして、現時点では動作未検証のため、「近畿レイズIP型システム」の「動作保証対象外」とさせていただきます。

リリース後に動作検証を行い、改めてご案内させていただきますので、それまで「Windows 10」へのアップグレードはお控えいただけますようお願い申し上げます。

## 【参考情報】

2015年6月1日より、「Windows 7/8.1」のパソコンにおいて、「Windows 10」への無償アップグレードの予約が開始されています。（画面右下の通知領域に「Windows 10を入手する」アイコンが表示されます。）

無償アップグレードを予約すると、「Windows 10」のリリース以降にダウンロードが自動的に開始され、インストールを促されるようになりますが、当機構で「近畿レイズIP型システム」の動作検証が完了するまでは、「Windows 10」へのアップグレードはお控えいただけますようお願い申し上げます。



## 省エネ型ビジネススタイルの定着に向けて!!

## みんなで節電アクション!

(夏の産業・業務編)

## 今夏の節電のお願い

- 内容：昨夏同様(平成22年度夏比 13%減)の節電の着実な実施
- 期間：平成27年7月1日(水)～平成27年9月30日(水)の平日  
(8月13日(木)、14日(金)を除く)
- 時間：9:00～20:00
- 留意事項
  - ・産業活動や病院、福祉施設、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いします。
  - ※13時～16時の節電が特に重要です!!



# 国勢調査 2025

平成27年10月1日現在で、国勢調査を実施します!



- 国勢調査は、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする統計調査で全国いっせいにを行います。
- 9月上旬から、調査員証を持った調査員が各世帯を訪問して調査関係書類を配布します。
- 今回の調査は、パソコン・タブレット・スマートフォンからインターネットで回答することもできます。
- 調査員・市町村職員がオートロックマンションへの立ち入りのお願いをする場合がありますので、その際は御協力をお願いします。



調査票の正しい記入と  
提出をお願いします

総務省・和歌山県・市町村


 近畿圏不動産流通活性化協議会 主催


 公益社団法人 和歌山県宅地建物取引業協会 共催

**中古住宅流通化時代突入！**

 もう、**建物のことを知らずに営業はできない！**

インспекション(建物検査)の知識を学び、成約率 UP

 不動産営業者の為の資格『**三級建物アドバイザー**』

## 基本課程研修 認定試験のご案内

### 建物アドバイザーとは？

「建物アドバイザー」は、建物の外壁や屋根、天井裏や床下、室内を点検し、建物の劣化事象の有無を確認しアドバイスができると特定非営利活動法人住宅情報ネットワークが認定した方です。

#### 建物アドバイザーのメリット

- **建築知識が身につく** 消費者から信頼が得られる  
他社が建物リスクについて答えられない中、点検結果を伝えることで信頼が得られます。
- **購入希望者が増える**  
不動産取引において、購入希望者の需要が高い建物点検を組み入れることで、信頼獲得・他社との差別化に繋がります。
- **売却依頼が増える**  
競合が多い売却審査時に、建物を点検し、的確なアドバイスを売主に伝えることで、売却競合に勝つことができます。

#### 受講費用

 三級建物アドバイザー  
基本過程研修(講義・半日研修)

一般価格 10,800円(税込)

**→会員様価格 3,240円(税込)** ※テキスト代・試験代込み

費用につきましては、当日研修会場でお支払い下さい。  
釣銭の無いようにご用意下さい。

※受講するだけの方は、3,240円となります。

※「三級建物アドバイザー登録者証」発行には特定非営利活動法人住宅情報ネットワークへの登録が必要となります。

※受講・認定試験合格後、登録される方は、別途、登録料2,800円(税込)(初年度)、2年目以降更新される方は、会員6,480円(税込)(2年分)(2年目以降更新時)が必要となります。


**2015年8月7日(金)** 対象支部  
和歌山/伊都/那賀/海南/有田

 会場:和歌山商工会議所 4F大ホール  
所在地:和歌山市西丁36

**2015年11月6日(金)** 対象支部  
日高/田辺/新宮

 会場:Big・U 和歌山県立情報交流センター  
所在地:田辺市新庄町3353-9

※研修及び試験 13:30~16:30

※試験は研修終了後に実施します。

### 研修お申込書

下記にご記入の上、FAXしてください。

**073-472-5555**

企業名	所在地 〒
TEL	日時をお選びください <input type="checkbox"/> 和歌山商工会議所 2015年8月7日(金) <input type="checkbox"/> Big・U 2015年11月6日(金)
申込担当者氏名	申込担当者 E-mail @
参加者氏名	参加者氏名

お問い合わせ

 「近畿圏不動産流通活性化協議会」事務局  
 〒532-0011 大阪市淀川区西中島5-11-9  
 NPO法人住宅情報ネットワーク内

 TEL : **06-6304-8833**

## 「さまざまな人権関係について」考えましょう!

公益財団法人 和歌山県人権啓発センター・ホームページより



### さまざまな人権－自殺

自殺者数は、1998(平成10)年に3万人を越え、その後も自殺者数は高い状態で推移しており、その対策が全国的に喫緊の課題となっています。

このため、和歌山県精神保健福祉センターに設置した和歌山県自殺対策情報センターが核となり、医療、福祉、教育、産業等の関係分野の各団体と相互に連携し、総合的な相談支援体制の確立及び啓発、さらには自死遺族へのケアなど、総合的な対策を進めています。

### さまざまな人権－社会的ひきこもり

自宅以外での生活の場が長期にわたって失われる「社会的ひきこもり」は、挫折体験・性格傾向・家庭環境等複雑な要因が絡み合って、本人の意思では離脱することが難しいとされており、本人と家族に対する包括的な支援が必要です。

このため、和歌山県精神保健福祉センターに設置したひきこもり地域支援センター及び保健所による相談支援や啓発活動を行っています。また、「ひきこもり」者社会参加支援センターとして指定した民間団体や、教育、労働党、関係機関と連携し、社会参加支援の充実を図るなど、本人やその家族に対する支援体制の充実を図っています。

### さまざまな人権－刑事手続きに関わりをもった人

#### 被疑者、被告人、受刑者

被疑者(捜査対象とされているが、まだ起訴されていない者)や被告人(起訴されているが、まだ、その裁判が確定していない者)は裁判により有罪であることが確定するまでは無罪なのです。しかし、刑が確定していない段階で被疑者・被告人を犯罪者のように扱い、本人やその家族の人格を著しく侵害している事例が見受けられます。また、被疑者には不当に身体拘束されない権利や、一定の条件のもとに国選弁護権などが、被告人には国選弁護権や迅速な裁判を受ける権利などが保障されています。

しかし、被疑者・被告人の諸権利が形式的なものになっているのではないかとの強い指摘もあり、より実質的な権利保障のあり方が議論されています。

受刑者は一定の権利の制限はありますが、人間としての尊厳は当然守られるべきであり、看守による受刑者に対する不当な拘束や暴力は人権侵害の顕著な現れです。



#### 刑を終えて出所した人

日本は「罪刑法定主義」の国です。人が罪を犯した場合、法律の定められた刑罰にしたがって一定の刑に服することになりますが、刑を終えて出所した人がその後社会に復帰することは法律の認めているところです。しか

し、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見は根深いものがあり、就職等に際しての差別の問題のほか、悪意のあるうわさの流布など、社会復帰を妨げる人権侵害がおきています。

そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を進めています。また、更生保護活動を行う民間団体等に対し支援を行っています。

さらに、和歌山県地域定着支援センターを拠点に刑務所等へ入所中の高齢者や障害のある人で出所後に福祉の支援を必要とする人の社会復帰を支援しています。

刑を終えて出所した人が、社会の一員としての円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて地域社会などの理解と協力が何よりも必要です。



### 「更生するには」どうしたらいいんだろう？

犯罪や非行に陥った人が通常の社会生活を送りながら健全な社会の一員として立ち直るための支援制度として、国とボランティアとが力を合わせて指導・援助する「更生保護制度」があります。

「いったん罪を犯した人も周囲の条件と本人の自覚によって、立派に立ち直ることができる」という人間に対する信頼感に根ざしたこの制度は、民間篤志家（とくしか）の発意によって生まれ、発展した50有余年の歴史があります。

現在、保護司のみにとどまらず、BBS（非行に陥った少年の”ともだち”となったり、非行防止活動に取り組む青年ボランティア）、更生保護婦人会や”社会を明るくする運動”の関係者など数多くボランティアとそのネットワークによって支えられています。

### さまざまな人権・ホームレス

失業や家庭問題等さまざまな要因により、自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされている人たちがいます。ホームレスの中には衛生状態が悪い、十分な食事をとることができないなど、「憲法」で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。またホームレスと地域社会との間にあつれきが生じたり、ホームレスへの暴力なども発生しています。

そのため、地域社会との協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した居住空間、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などについて定めた法律が施行されています。



### さまざまな人権・性同一性障害



性同一性障害者は、からだの性とこころの性が一致しないために自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活のさまざまな場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見によりいやがらせや侮蔑的な言動をされるなどの問題があります。性別再判定手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず本人確認等で問題が生じているため、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められる法律が施行されました。

## さまざまな人権－アイヌの人々の人権

アイヌの人々は北海道を中心に居住している先住民族です。古来サハリン南部、千島列島、北海道本島、東北北部などで狩猟や漁労を中心とした生活をしていたことが確認されています。

しかし、近世から近代のはじめにかけて日本人（倭人）が侵入し、土地を奪い、文化を否定し、経済的な搾取を行い、人権が侵害されてきました。

そして、現在においてもアイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚などにおいて差別や偏見が依然として存在しています。

これらを踏まえ、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が平成9年5月に成立しました。

この法律はアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としています。

アイヌの人々の人権が保障され、アイヌの人々が地域社会の中で生活できるよう取り組まなければなりません。

### 「アイヌ」ってどういう意味だろう？

「アイヌ」という言葉は、アイヌ語でカムイ（神）に対する「人間」という意味で、民族の呼称でもあります。

しかし、この言葉が正しく理解されず、侮辱の意味を込めて使われたことから、アイヌ語で「同胞」という意味の「ウタリ」という言葉が使われるようになり、行政機関の公的用語も「ウタリ」という言葉が多く使われてきました。

最近になってアイヌの人々は再び「アイヌ」という言葉に誇りを持つようになっていきます。

現在はどちらの言葉も使われています。



## さまざまな人権－その他の人権課題

前述したもの以外にも、患者の人権や色覚特性がある人の人権、中国残留孤児やその家族の人権などに関する課題、医療技術の進展に伴う新たな問題発生への懸念もあります。



# 人権チェックリスト



## ひきこもりについて知っていますか？

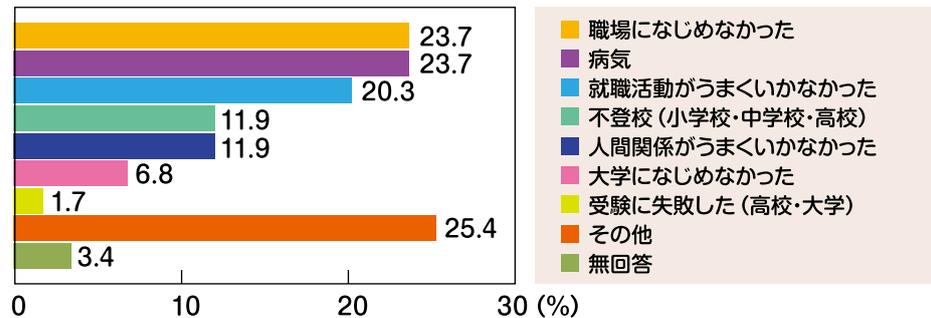
### ひきこもり

ひきこもりとは、学校や仕事、家の外での仲間との交遊などの社会参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。

内閣府のひきこもりに関する実態調査によると、「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」などのさまざまな理由で、全国で約70万人の人がひきこもりの状態にあるとされています。



### ひきこもりの状態になったきっかけ



若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査) 平成22年7月内閣府

## ！チェック

ひきこもりの状態にある本人は、「今の状態から抜け出したいが、そのきっかけをつかめない」「どうしたらよいかわからない」などと悩んでいたり、また家族は、どう接してよいかわからず途方に暮れていたりすることが少なくありません。

ひきこもりは、本人や家族だけで解決することが困難な場合もあり、生活支援や就労支援などの包括的な支援が必要です。

本人や家族の方は、問題を抱え込まずに相談しましょう。

ひきこもりについて相談を受けたら、話をしっかり受け止め、相談窓口を紹介しましょう。



相談窓口



和歌山県ひきこもり地域支援センター『ひきこもり相談電話 いっぽライン』  
TEL.073(424)1713(平日9:00~17:45)  
ご本人、ご家族、関係者の方のご相談に応じます。



内容についてのお問い合わせは  
人権施策推進課まで ☎073-441-2566

## 各種研修会・講習会等予定表

### 相談員専門性向上研修会

開催日	時間	場所
平成27年9月4日(金)	午後1時30分～	和歌山県不動産会館
平成27年9月15日(火)	午後1時30分～	Big・U

### インスペクションとワンステート研修会

開催日	時間	場所
平成27年8月21日(金)	午後1時30分～	新宮ホテルニューパレス
平成27年9月18日(金)	午後1時30分～	有田商工会議所
平成27年10月23日(金)	午後1時30分～	Big・U
平成27年11月20日(金)	午後1時30分～	勝浦町体育文化会館
平成27年12月16日(水)	午後1時30分～	岩出市商工会(予定)
平成28年1月22日(金)	午後1時30分～	和歌山県不動産会館
平成28年2月19日(金)	午後1時30分～	御坊商工会議所(予定)
平成28年3月11日(金)	午後1時30分～	和歌山県不動産会館

### トラブル防止講習会

開催日	時間	場所
平成27年8月25日(火)	午後1時30分～	粉河ふるさとセンター
平成27年8月26日(水)	午後1時30分～	和歌山商工会議所
平成27年9月7日(月)	午後1時30分～	新宮ホテルニューパレス
平成27年9月8日(火)	午後1時30分～	Big・U

### 新規入会者研修会

開催日	時間	場所
平成27年10月28日(水)	午後1時30分～	和歌山県不動産会館
平成28年3月25日(金)	午後1時30分～	和歌山県不動産会館

### 広告専門性向上研修会

開催日	時間	場所
平成27年12月8日(火)	未定	田辺市
平成27年12月9日(水)	未定	和歌山市

## 不動産無料相談所

～会員の皆様もご利用ください～

於：和歌山県不動産会館(宅建協会)  
開催日：平日(月～金)の午後13:00～16:30

※必ず事前にご連絡ください。  
TEL073-471-6000

## 不動産取引相談窓口 (電話相談)

於：和歌山県消費生活相談センター内  
(和歌山ビッグ愛)

和歌山県と全日不動産和歌山との  
三者共同運営

開設日：毎週 火曜日・金曜日  
時 間：13:00～17:00  
TEL073-433-1588

## 弁護士による 不動産無料相談会

～会員の皆様もご利用ください～

於：和歌山県不動産会館(宅建協会)  
開催日：8/5(水)・9/9(水)

於：田辺商工会議所  
開催日：9/2(水)

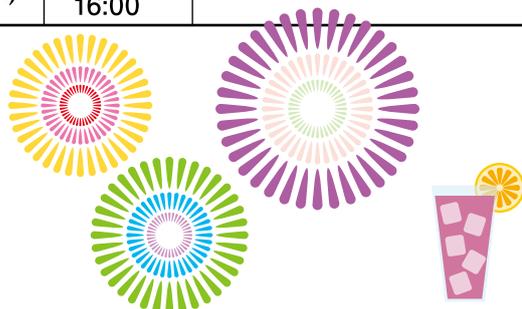
時 間：14:00～16:00(1人30分まで)  
※完全予約制、必ず事前にご連絡ください。  
TEL073-471-6000

夏期休暇により8/12(水)～8/14(金)まで  
不動産無料相談所・不動産取引相談窓口は  
休館させていただきます。

## 各支部における不動産無料相談会のご案内

8～9月

地域別	場 所	月 日	時 間	
和歌山支部	和歌山市役所1階ロビー(南)	8/19(水) 9/16(水)	13:30～ 16:00	※各相談会とも一人30分まで (但し、有田支部のみ1時間対応) 必ず事前予約が必要です。 073-471-6000
有田支部	有田市役所ロビー	8/19(水)	13:00～ 16:00	
	湯浅駅前多目的広場	9/16(水)	13:00～ 16:00	
日高支部	御坊市役所1階ロビー	8/19(水) 9/16(水)	13:00～ 16:00	
田辺支部	田辺商工会議所2階 第1会議室	8/19(水)	13:00～ 16:00	
新宮支部	新宮市福祉センター	9/16(水)	13:00～ 16:00	



## ■ 各種変更事項

支部	班	商号	変更後	変更前	変更事項	県決済月
日高		南紀ワールド不動産	日高郡みなべ町南道39	日高郡みなべ町東吉田278-2	事務所	27.6
日高		なかつ四季の里(株)	なかつ四季の里(株)	なかつ四季の里	組織(継承)	27.6
			上平 佳司	上平 裕一	代表者(継承)	
			30(1)3778	30(12)1233	免許番号(継承)	
			0738-54-0210	0738-54-0001	電話番号(継承)	
和歌山	14	(株)賃貸住宅センター	塚本 貞治	塚本 治雄	代表者	27.6
和歌山	14	(株)アイワライフネット	塚本 貞治	塚本 治雄	代表者	27.6
				橋本 健司	専任の取引士(減員)	
和歌山	13	アズマハウス(株)本店	瀧谷 嵩		専任の取引士(増員)	27.6
和歌山	10	ヒロ・ハウジング	和歌山市太田3-3-17 AKビル202号	和歌山市太田3-3-17 AKビル1F	事務所	27.7
和歌山	22	(株)あかりホーム		松本 好恵	専任の取引士(減員)	27.7

## ■ 退会者

支部	班	商号	代表者(支店長)	退会理由	県決済月
那賀		(株)ケネット	土井 秀行	廃業	27.6
田辺		(株)アプリコ	野崎 幸助	廃業	27.6

## 新規入会者紹介

## マサキエステート

TEL 073-472-0170  
FAX 073-472-0177  
事務所 和歌山市津秦122-16  
免許番号 30(1)3777  
免許年月日 2015.5.21  
所属支部 和歌山支部



この度、新規入会させていただきましたマサキエステートの寺田です。  
不慣れな所もございますが、皆様よろしく  
お願い致します。

代表者・専任の取引士 寺田 昌生

## お知らせ

## ■ 頒布品の委託販売について ■

和歌山宅建協会では、契約書表紙等の販売について、海南・橋本・有田・御坊・田辺・新宮の各商工会議所及び岩出市商工会と販売委託契約を締結しております。

必要な際は、ご利用ください。

また、宅建協会より直接送付して販売する方法もございますのでお問い合わせ下さい。

## ■ 「ハトマークバッジ」の頒布について ■

ハトマークバッジが新しくなりましたので、前月の封筒に同封しております。  
追加で必要な方(有料)は、宅建協会事務局へお問い合わせ下さい。



## ■ お盆休みについて ■

和歌山宅建協会・保証協会和歌山本部・不動産無料相談所の各事務局は8月12日(水)～8月14日(金)の間、お盆休みとさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、何卒御了承のほどお願い申し上げます。